

装プ事第4647号
28.3.30
一部改正 装プ事第4981号
令和2年3月31日
一部改正 装プ事第17722号
令和2年12月24日
一部改正 装プ事第4867号
令和3年3月31日
一部改正 装プ事第5877号
令和6年3月29日

長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

構想段階における代替案分析等の実施に係る情報提供企業の募集
(RFT)及び情報提供依頼(RFI)の実施要領について(通知)

添付書類：別紙

構想段階における代替案分析等の実施に係る情報提供企業の募集（R F T）及び情報提供依頼（R F I）の実施要領について

1 趣旨

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第9条に規定される構想段階における代替案分析等を実施するにあたり、広く将来の装備品等の情報提供を募るなど、公正性と情報収集範囲の拡大のため、情報提供企業の募集（R F T）及び情報提供依頼（R F I）の実施要領について定めるものである。

2 定義

この実施要領に掲げる用語の意義は、訓令第2条に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各事業監理官等 事業監理官（誘導武器・統合装備担当）、事業監理官（宇宙・地上装備担当）、事業監理官（艦船担当）、事業監理官（航空機担当）及び事業監理官（次期戦闘機担当）並びにプロジェクト・マネージャーをいう。
- (2) 各装備技術官 装備技術官（陸上担当）、装備技術官（海上担当）及び装備技術官（航空担当）をいう。
- (3) R F T Request For Tenderの略。R F I（Request For Information）に先立ち、情報提供する意思のある企業を募集する文書のことをいう。
- (4) R F I Request For Informationの略。将来の装備品等の検討のため、代替案分析を実施する上で、必要な情報を得るために企業に情報提供を依頼する文書のことをいう。

3 対象とする事業

対象とする事業は、訓令第9条の規定により代替案分析等を行う際、企業からの情報収集を必要とするものを基本とする。

4 情報収集の手順

R F T及びR F Iを用いた情報収集手順は以下を基本とする。

- (1) 担当する各事業監理官等又は各装備技術官（以下「担当官」という。）は、R F T及びR F Iの原案を作成し、プロジェクト管理部長に送付する。
- (2) 送付された原案は、別記に規定される調整会議において審議する。

- (3) 審議の結果を反映後、R F Tについては、防衛装備庁のホームページに掲載し、公告を行う。
- (4) R F Tに定められた期限内に、情報提供の意思のある企業から意思表示があった場合は、別途プロジェクト管理部長が定める所定の手続き後に、当該企業に対し、R F Iを交付（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による提供）するものとする。
- (5) 担当官は、R F Iにより得られた情報に基づき関係する部署の協力を得て代替案分析等を行い、その分析結果をプロジェクト管理部長に報告を行う。

5 その他

この要領に定めるもののほか細部事項は、技術戦略部長と調整の上、プロジェクト管理部長が定めるものとする。

調整会議設置要綱

1 調整会議

- (1) 調整会議は、次の委員をもって構成する。なお、会議は審議対象の事業に関連しない委員の出席を必ずしも要しないものとする。長官官房会計官、長官官房装備開発官、プロジェクト管理部事業計画官、プロジェクト管理部事業監理官、プロジェクト管理部装備技術官、技術戦略部技術戦略課長、技術戦略部技術計画官
- (2) 議長は、プロジェクト管理部事業計画官をもって充て、会議を主宰する。
- (3) 議長は、特に必要があると認めるときは、上記委員以外の者を調整会議に参加させることができる。
- (4) 説明者は担当官とする。

2 その他

会議の庶務は、プロジェクト管理部事業計画官において行う。